

令和8年度滋賀県立特別支援学校スクールバス運行管理等業務委託契約書（〇〇養護学校）

滋賀県知事三日月大造（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受注者」という。）とは、滋賀県立〇〇養護学校のスクールバス運行管理等業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 発注者および受注者は、標記の契約書（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は本契約の目的である委託業務を、履行期間内において履行し、または本契約の目的である成果物を履行期間の満了までに発注者に納入し、発注者は受注者にその代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 契約書および仕様書等における期間の定めについては、契約書または仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによるものとする。

（善管注意義務）

- 第2条 受注者は、委託業務の遂行に当たり、発注者の指示および本契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。
- 2 受注者は、車両管理責任者、車両管理者および介助員を適正に配置し、指揮監督および教育指導を行い、業務の趣旨に従い、業務を遂行しなければならない。

（履行期間）

- 第3条 本契約に定める履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約履行の場所）

- 第4条 本契約の履行の場所は、仕様書のとおりとする。

（管理車両）

- 第5条 受注者は別記1の自動車（以下「管理車両」という。）について、契約書および仕様書に基づき、管理を請け負うものとする。
- 2 委託業務の開始に先立ち、発注者および受注者は、管理車両の現状を詳細に相互確認するものとする。

（管理車両の保管）

- 第6条 管理車両の保管場所および保管方法は、発注者および受注者協議のうえ決定する。

（管理状況の報告）

- 第7条 受注者は、管理車両の管理状況について、所定の運行日誌等を作成し、自動車を管理する学校長（以下「学校長」という。）に報告するものとする。

(保険契約)

第8条 受注者は、管理車両について、受注者を契約者として別記1の自動車保険契約を締結する。

(契約満了の措置)

第9条 この契約期間が満了したときは、受注者は直ちに車両の管理を発注者に移すものとする。

(委託料)

第10条 発注者は、受注者に対し、別記2の基本委託料を月額で支払うものとする。

- 2 基本委託料は、別記1の契約走行キロ、基本管理時間に対応する運行管理を対象とし、自動車継続検査(車検)時の法定費用(重量税、自動車損害賠償責任保険料)は含まない。ただし、車検時の印紙代は受注者の負担とする。
- 3 運行管理時間の開始と終了は、管理車両の運行前点検から運行後点検・清掃終了時までとする。
- 4 受注者の責めに帰すべき事由により受注者が管理車両の運行を実施できないときは、基本委託料×(1/年間運行予定日数)×運行休止日の計算により減額する。

(委託料内訳書)

- 第11条 発注者が必要があると認めるときは、受注者は委託料内訳書を提出しなければならない。
- 2 委託料内訳書には、発注者が指定した内容を記載するものとする。
 - 3 委託料内訳書は、発注者および受注者を拘束するものではない。

(超過走行委託料)

第12条 受注者は、管理車両の走行キロが契約走行キロを超過したときは、別に超過走行委託料を発注者に請求できるものとする。

(時間外管理委託料)

第13条 基本管理時間外の委託業務については、時間外管理とし、受注者は発注者に対し別に時間外管理委託料を請求できるものとする。

(管理日外管理委託料)

第14条 委託業務を行わない日は、次の各号とおりとする。

- (1) 各週の該当日 土曜日 日曜日
- (2) 祝日 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始
- (4) 夏季、秋季、冬季、学年始・末の各休業日(登校日を除く)

- 2 委託業務を行わない日であっても学校長が運行管理を必要とするときは、受注者と協議の上、委託業務を行う日に振替える等の措置をとることができるものとする。
- 3 第1項に定める日(前項により委託業務を行う場合を除く)に委託業務を行うときは、管理日外管理とし、受注者は発注者に対し、別に管理日外管理委託料を請求できるものとする。

(宿泊料)

第15条 宿泊を伴う出張管理をしたときは、受注者は、別途に宿泊料を発注者に請求で

きるものとする。ただし、発注者が宿舎を提供したときを除く。

(雑費)

第16条 受注者が管理車両の管理中において利用する有料道路、有料駐車場等の費用は、発注者の負担とする。ただし、管理車両の修繕および管理替えに係る移動における琵琶湖大橋の通行料は受注者の負担とする。

(委託料の請求および支払)

第17条 受注者は、委託料について別記3に示す月額を毎月末日締切の請求書により、発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求書が正当かつ適法と認めるときは、請求書を受理した日から15日以内に委託料を支払う。

3 発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して、前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

4 前金払および部分払は、これを行わない。

(契約保証金)

第18条 契約保証金は、免除する。

(損害賠償)

第19条 発注者および受注者は、本契約に違反し、相手方に損害を生じさせた場合、相手方に対しその直接被った通常かつ現実の損害についてのみ賠償するものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。

2 受注者は、自動車保険の対象となる対人、対物、搭乗者および車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

(契約不適合責任)

第20条 本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、発注者は受注者に対して、その契約不適合の修補または代替物の引渡し（以下「修補等」という。）を請求することができる。ただし、発注者が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知った時から1年以内に受注者に対して通知した場合に限る。

2 発注者は、受注者が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、受注者に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項に基づく請求は、発注者の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

(契約内容の変更)

第21条 発注者は、必要のあるときは、本契約の内容を変更し、または成果物の納入を中止させることができる。この場合において、履行期間、委託料その他の契約条件を変更する場合は、発注者および受注者協議の上、書面によってこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けるときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は発注者および受注者が協議して定める。

(特別な事情による契約金額の変更)

第22条 受注者は、履行期間中に市場価格等の上昇その他の予期することのできない特別な事情により契約金額が著しく不相当となったときは、発注者に対し、契約金額の変更を求めることができる。なお、当該申出にあたっては、受注者は契約金額の変更が必要であることを示す資料を発注者に提示しなければならない。

2 発注者は受注者から前項の申出があったときは、誠実に協議に応じなければならない。

3 第1項に定める申出を受けて発注者および受注者が協議した結果、必要があると認めるときは、契約金額を変更することができるものとする。

(発注者の解除権)

第23条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

(1) 受注者が、契約の履行期間内または履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。

(2) 受注者が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。

(3) 受注者が、正当な理由がなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。

(4) 受注者が、本契約の入札等に当たり談合その他の不正の行為をしたとき。

(5) 受注者、受注者の役員等（受注者の代表者もしくは役員またはこれらの者から発注者との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または受注者の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、受注者またはその代理人が、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）または契約条項に違反したとき。

2 受注者は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(受注者の解除権)

第24条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

(1) 第21条の規定により、発注者が成果物の納入または委託業務の履行を中止させようとする場合において、その中止期間が3か月以上に及ぶとき、または契約の履行期間の2分の1以上に及ぶとき。

(2) 第21条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、委託料が3分の2以上減少することとなったとき。

(3) 発注者が契約に違反したため、成果物の納入または委託業務の履行が不可能になったとき。

2 前項の規定により契約を解除する場合において、受注者に損害が発生する場合は、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者および受注者が協議して定める。

(契約解除の場合における既納物件の取扱い)

第25条 第23条第1項または前条第1項の規定により契約を解除した場合において、成果物の納入または委託業務の履行部分があるときは、発注者は、当該既納部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

(解約および解約金)

第26条 発注者および受注者は、自己の都合により、期間の途中で契約を解約または契約台数の減少（以下「減車」という。）をしようとするときは、2ヶ月前までにその旨を書面により相手方に予告することによって解約または減車することができることとする。

2 前項の場合、解約または減車を告知した者は相手方に対し、告知日から契約満了日までの期間が6ヶ月以上の場合には当該車両にかかる委託料の12分の2相当額を、6ヶ月未満の場合には委託料の12分の1相当額を解約金として支払う。

(付随契約の同時契約)

第27条 本契約が解約または解除されたときは、この契約に基づき締結された一切の契約は解除されたものとする。

(再委託の禁止)

第28条 受注者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、受注者は、あらかじめ発注者に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

2 発注者は受注者に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。

3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は受注者が負うものとする。

4 再委託を行う場合において、第34条、第35条および第40条の規定は、再委託先（再委託を行う第三者をいう。以下同じ。）において準用する。

(業務実施体制等)

第29条 受注者は、委託業務の実施に係る責任者および車両管理責任者、車両管理者（運転手）および介助員を定め実施体制を確立するものとし、契約履行期間開始の20日前までに発注者および履行場所の学校長に書面により報告するものとする。また、実施体制に変更があった場合は速やかに報告するものとする。

2 受注者は、再委託に係る発注者の承認を得た場合は、前条の規定による再委託を行う第三者（以下「再委託先」という。）についても実施体制表に含めるものとする。

- 3 車両管理責任者は、現場の業務実施の責任者であり、発注者の指示および連絡等を受け車両管理者および介助員に対する日常業務の指示、指揮監督を行う任に当たる。
- 4 車両管理者および介助員は、車両管理責任者の指示に基づき委託業務を実施する。
- 5 受注者は、病気その他の事情により車両管理者および介助員が欠務するときは、代理者をして業務に支障のないようにするものとする。

(業務従事者の労務管理)

第30条 委託業務の遂行に係る受注者の従事者に対する指示、労務管理および安全衛生等に関する一切の指揮命令は、受注者が行うものとする。なお、作業場所が発注者の事務所内になる場合の受注者の従事者に係る服務規律等については、学校長と受注者が協議の上決定する。ただし、この場合にあっても、委託業務の遂行に係る受注者の従事者に対する指揮命令は、受注者が行うものとする。

(規律および風紀の維持)

第31条 受注者は車両管理責任者および車両管理者および介助員の教育指導に万全を期し、規律および風紀の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努め、発注者の信用を維持し、発注者に対して迷惑を及ぼさないものとする。

(業務履行中の検査、監督および指示)

第32条 発注者は、必要があると認める場合には、業務履行中に受注者の委託業務に対する検査、監督または委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

- 2 受注者は、前項の検査、監督または委託業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

(進捗状況等の報告)

第33条 受注者は、発注者から委託業務の進捗状況および実績時間等について報告を求められた場合には、発注者が指示する方法、時期および内容等により、これを報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第34条 受注者は、本契約による委託業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項(別添)を守らなければならない。

(秘密保持義務)

第35条 発注者および受注者は、相手方から秘密と指定された事項および委託業務の履行に際し知り得た秘密(以下「秘密情報」という。)を相手方の事前の承諾なくして、第三者に開示し、漏えいし、または本契約以外の目的で利用してはならない。なお、委託業務終了後も同様とするが、次に掲げる情報は、秘密情報として扱わないものとする。

- (1) 開示時点で既に公知であった情報または既に保有していた情報
- (2) 開示後、発注者および受注者の責めに帰することができない事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

- 2 受注者は、前項の規定を遵守させるため、委託業務に係る発注者の情報資産のセキュリティを保持する責任を有することを、秘密情報を取り扱う責任者および従事者に認識させるものとする。

- 3 受注者は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに発注者および学校長に届け出て、発注者が指示する措置を講じなければならない。

(誓約)

第36条 受注者は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨に則り、第23条第1項第5号の規定に該当しないことの表明および確約のため、別紙誓約書のとおり誓約するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第37条 受注者は、本契約の履行に当たり第23条第1項第5号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

(作業場所等の制限)

第38条 受注者は、秘密保持および委託業務遂行上の必要性から、発注者の事務所内で作業を行う必要がある場合には、発注者にその所有する作業場所および機器等の使用を要請することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による受注者からの要請に必要性が認められる場合は、使用上の条件を明示し、有償または無償により作業場所および機器等の使用をさせることができる。この場合において、作業場所および機器等は、発注者の使用するものと明確に区別するものとする。
- 3 受注者は、前項の規定により作業場所および機器等を使用する場合は、これを委託業務の遂行のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、第2項の規定により作業場所を使用する場合は、明示された条件のほか、次に掲げる事項を受注者の従事者に遵守させなければならない。
 - (1) 受注者が発行する身分証明書を常時携帯し、発注者の職員から情報保護または防犯上の必要性に基づく要請があったときには、これを提示すること。
 - (2) 法人名入りの名札を着用すること。

(資料の提供)

第39条 受注者は、発注者に対し、委託業務に必要な資料の提供を要請することができる。

- 2 発注者は、前項の要請があった場合には、資料の提供の可否について速やかに検討し、その結果を受注者に通知する。
- 3 提供方法は、発注者と受注者が協議し決定する。

(資料の管理)

第40条 受注者は、発注者から提供された委託業務に係る資料（入出力帳票、ドキュメントおよび記憶媒体を含む。以下「提供資料」という。）について、次に掲げるとおり、適切に管理しなければならない。

- (1) 施錠できる保管庫または施錠もしくは入退室管理の可能な保管室に保管する。
- (2) 発注者の事前の承認なく、複製し、複写し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 発注者の事前の承認を得た場所以外の場所に持ち出してはならない。
- (4) 委託業務遂行上不要となった場合、遅滞なく発注者に返還し、または事前に発注者の承認を得て廃棄する。廃棄を行う場合は、提供資料に記録されている情報が判読できな

いように、必要な措置を講ずる。

(5) 個人情報が含まれている場合、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け個人情報の管理状況を記録する。また、発注者から要求があった場合には、この台帳を発注者に提出する。

2 受注者は、発注者の承認を得て提供資料の複製または複写を行った場合においては、当該複製物または複写物についても、提供資料と同様に適切に管理しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第41条 受注者は、提供資料を、発注者の承認があった場合を除くほか、委託業務以外の目的に使用してはならない。

(事故等の報告)

第42条 受注者は、委託業務における事故の発生またはそのおそれがあること（以下「事故等」という。）を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を発注者及び学校長に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。

2 受注者は、前項の事故等が個人情報および秘密情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報および秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに発注者に提出し、発注者の指示に従わなければならない。

(著作権、特許権等の取扱い)

第43条 受注者は、委託業務の履行または成果物において、第三者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）、特許権およびその他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合は、この限りでない。

2 本契約により作成される成果物の著作権の取扱いについては、著作権法に定めるほか、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 成果物に第三者が権利を有する著作物（著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物をいう。以下同じ。）が含まれている場合には、発注者が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、受注者は、当該著作権の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。なお、この場合は、事前に発注者の承認を得ること。

(2) 受注者は、委託業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、自らの負担と責任において一切を処理すること。なお、発注者は、紛争等の事実を知ったときは、速やかに受注者に通知すること。

(管轄裁判所)

第44条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(危険負担)

第45条 成果物の引渡し前に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、発注者の責めに帰すべき場合を除き、受注者の負担とする。

2 成果物の引渡し後に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、受注者の責めに帰すべき場合を除き、発注者の負担とする。

(運搬責任)

第46条 提供資料および納入すべき成果物の運搬は、受注者の責任で行うものとし、その経費は受注者の負担とする。

(契約費用)

第47条 本契約の締結に必要な費用は、受注者の負担とする。

(作業時等の自動車の使用)

第48条 受注者は、発注者の指定する作業場所での作業時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(覚書、特約事項)

第49条 基本条項に関連する別に定める事項については、覚書による。

2 前項に定めるもののほか、特に詳細に定めておく必要があるときは、発注者および受注者協議の上、特約事項として別に約定する。

(その他)

第50条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則に定めるところによるものとする。

2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、発注者と受注者が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

本契約の証として本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年 月 日

所在地 大津市京町四丁目1番1号

発注者 名称

代表者 滋賀県知事 三日月 大造

所在地

受注者 名称

代表者

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(安全確保の措置)

第3 受注者は、この委託業務の処理を行うために発注者から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。受注者自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第4 受注者は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用および提供の禁止)

第5 受注者は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受注者は、この委託業務の処理を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 受注者は、この委託業務の処理を行うために発注者から引き渡され、または受注者自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、発注者の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第8 受注者は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第9 発注者は、受注者がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。
(指示)

第10 発注者は、受注者がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生 の 報告)

第 11 受注者は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第 12 受注者は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者（第三者である再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面により事前に承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

別紙

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- 2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和8年度滋賀県立特別支援学校スクールバス運行管理等業務委託仕様書

1 委託業務の内容

- (1) 管理車両の運行・管理、児童生徒の乗り降りや乗車中の介助および安全確保
- (2) 管理車両の清掃、整備、および法定点検（車検含む）とこれに係る修理
なお、管理車両の整備および修理に関して特約事項として、別表のとおり定める。
- (3) 燃料・オイル等の購入と給油（ただし、排出ガスの窒素化合物削減方法として「尿素SCRシステム」を採用している車両については、一定量の尿素水（AdBlue）を含む。）
- (4) 消耗品の管理および購入
消耗品（用品・用具）とは、車両の美観、性能維持のために使用する物品であり、かつ、日常の車両手入れに使用する物をいう。
（用品例）ワックス、ガラスクリーナ、ポリッシュクリーナ、洗剤、
ウオッシュャー液、バッテリー液、くもり止め等
（用具例）洗車ブラシ、モップ、ウエス、バケツ等
- (5) 備品の管理および購入
備品とは、管理車両に装備または完備されていなければならない物品のうち、当初、滋賀県が負担する次の標準仕様の物をいい、契約後の補充・交換は、受注者の負担とする。
ただし、県有車両以外の管理車両に標準装備されている備品の補充、交換を除く。
（備品例）工具、ジャッキ、スペアタイヤ、フロアマット、タイヤチェーン、
消火器、警告反射板（三角表示板）、非常信号用具（赤旗・非常灯・発煙筒）、タイヤストッパー等
- (6) 車検・自賠責等事務手続きの代行
- (7) 各種報告書の提出
 - ・ 車両管理者（運転手）および介助員名簿（契約履行期間開始の20日前までに）
 - ・ 研修実施計画書および研修実施報告書（契約履行期間開始の20日前までに）
 - ・ 車両点検整備状況報告書（毎月）
 - ・ 運行日誌（毎日）
 - ・ 介助日誌（毎日）
 - ・ 事故報告書（随時）
- (8) 事故処理に関すること
業務上発生した事故の対応（損賠賠償責任の負担を含む）
- (9) 自動車保険（任意保険）に関すること
最低限、次の保険金が保障される任意保険に加入すること。

車両保険	時価	対人保険	無制限
対物保険	500万円	搭乗者保険	1名1,000万円
- (10) 給食配膳に関すること（別に定める「給食配膳業務仕様書」による）
※三雲養護学校を除く
- (11) その他、スクールバスの運行管理に関すること

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※運行業務等の開始は令和8年4月以降とし、それまでの間は円滑な業務開始のために必要な準備や調整等の業務を行うこととする。

3 委託業務の地域区分

運行管理委託および給食配膳業務委託は、次の学校において学校毎に行う。

- ・野洲養護学校
- ・八日市養護学校
- ・三雲養護学校（※三雲養護学校は給食配膳業務を除く）
- ・北大津養護学校
- ・長浜養護学校
- ・草津養護学校
- ・甲良養護学校
- ・新旭養護学校

4 受注者、車両管理責任者、車両管理者等および整備管理者

- (1) 受注者は、契約履行期間開始の20日前までに、車両管理責任者、車両管理者（運転手）および介助員を定め、車両管理者（運転手）および介助員名簿を県および学校長に、車両管理者（運転手）および介助員の健康診断結果報告書を学校長に提出すること。

なお、原則として、提出された名簿に登載されている者が業務に従事すること。

- (2) 受注者は、委託管理車両毎に車両管理者1名、介助員1名を配置すること。ただし、介助員については、次のとおり追加配置し、A車両に乗車させることとして、見積もること。

- ・野洲養護学校 : 委託管理車両毎に1名の介助員とは別に4名以上追加
- ・八日市養護学校 : 委託管理車両毎に1名の介助員とは別に2名追加
- ・三雲養護学校 : 委託管理車両毎に1名の介助員とは別に4名追加
- ・北大津養護学校 : 委託管理車両毎に1名の介助員とは別に2名追加
- ・長浜養護学校 : 委託管理車両毎に1名の介助員とは別に2名追加
- ・草津養護学校 : 委託管理車両毎に1名の介助員とは別に4名追加
- ・甲良養護学校 : 委託管理車両毎に1名の介助員とは別に1名追加
- ・新旭養護学校 : 委託管理車両毎に1名の介助員とは別に1名追加

車両管理者はスクールバスまたは営業用バスの運転経験を有する者とし、運転技能等はあらかじめ車両管理責任者において十分に確認を行うこと。

車両管理者および介助員は通年で同一車両専任制とし、その者がやむを得ず乗務できない場合に限り、学校と事前協議を行い、その代理者に従事させることとする。

介助員については、登校時に比べ、下校時のバスの乗車児童生徒が減少することから、学校および受注者協議の上、下校時のバスに乗車すべき追加配置の介助員を減員し、代わりに同人数を登校時に増員することを可能とする。

なお、代理者は、車両管理者と同じ業務を行うことができる者とし、代理業務を滞りなく実施できることを業務受注者が確認のうえ、あらかじめ研修等を実施し、名簿に登載しておくこと。

- (3) 受注者は、道路運送車両法第50条に基づく整備管理者を選任し、運輸局への届出に必要となる書面を速やかに学校長に提出すること。
- (4) 車両管理責任者は、現場の業務実施の責任者であり、学校関係者とも十分に連絡調整を図った上で、車両管理者、介助員および整備管理者（以下「車両管理者等」という。）に対する日常業務の指示、指揮監督を行うこと。
- (5) 車両管理責任者は、事故防止のため、車両管理者等の適正な勤務管理を行うこと。
- (6) 車両管理者等は、車両管理責任者の指示に基づき業務を実施すること。
- (7) 受注者は、車両管理者等に自らが企画した研修を受講させるとともに、発注者が企画する「スクールバス乗務員研修」も必ず受講させ、適正に業務が遂行されているか管理・監督を行うこと。

なお、業務に従事させることが不適切であると判断する場合は、専任者を交代させる等、速やかに対応すること。

- (8) 車両管理者および介助員は、連携して安全・安心なスクールバスの運行業務に従事すること。併せて、一人ひとりの障害種別や障害の程度を把握し、それに応じたケアについて十分に配慮すること。
- (9) 整備管理者は、委託管理車両の安全な運行を維持できるよう、車両管理責任者および車両管理者と連携して、点検整備等の業務を行うものとし、臨時の整備等が必要になった場合は、速やかに学校長に報告し、対応すること。
- (10) 年度当初、および年度途中でスクールバスの配車変更が行われる場合は、車両引渡受注者および車両引受受注者において、誠意を持って車両の引継に対処するものとし、委託業務内の管理費用は、両方で負担調整を行うものとする。

5 秘密漏洩の防止

車両管理者等は、児童・生徒のプライバシーに関わること等、委託業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、秘密漏洩の防止について、車両管理者等に対する教育を行う等、指導を図ること。

6 委託管理車両および運行計画

- (1) 委託管理車両、運行日数、走行距離、基本管理時間
別紙「令和8年度スクールバス運行計画」のとおり
(通常業務で時間が超過した場合は、基本管理時間とみなす。)
- (2) 原則として運行しない日
契約書第12条のとおり
- (3) 運行スケジュールの調整等
運行スケジュールの調整等の詳細については、学校長が別に定めるものとし、その運行スケジュールに従い業務に従事すること。また、学校長が指示する打ち合わせ会等には、受注者は適切な出席者を派遣すること。やむを得ず出席できない場合は、事

前に学校長に報告し承認を得ること。

7 事故等に係る事項

- (1) 委託業務の実施に伴い事故等が発生した場合、速やかに学校長に報告し、学校長と協議の上事故処理を行うこと。その場合、誠意を持って事故処理に当たること。
- (2) 委託業務の実施に伴い受注者の責めに帰すべき事由により事故等が発生した場合、第三者に対する損害賠償については受注者が賠償責任を負うこと。
- (3) 事故、故障その他の事由により委託管理車両の運行ができない場合で、県から代替車両の提供があったときは、当該車両を委託管理車両とみなして運行等の業務（自動車保険（任意保険）の加入を含む。）を行うこと。

8 車両の管理、保管方法

- (1) 車両管理者（運転手）は、善良かつ誠実なる管理者の注意をもって、管理車両の管理および保管を行い、委託業務以外に使用してはならない。
また、スクールバスとして交通法規等を遵守し、安全な運行を行うことは言うまでもなく、併せて、環境に十分配慮した運行にも努めること。
- (2) 車両の管理については、運行前点検から運行後点検および清掃までとし、常に管理車両の清潔を保ち、整備管理者の指導のもと、適正な注油および簡易な修理や調整を行い、点検整備を着実に実施しなければならない。なお、点検整備等（修繕、タイヤ交換を含む）の状況（時期、内容、経費、走行距離等）を、1月毎に、翌月の15日までに学校長へ報告すること。
- (3) 車両管理責任者は、前項の管理が適正に行われるよう毎月、随時巡回し、管理車両の現状を確認し、不適切な管理が認められる場合は、速やかにその旨を学校長に報告し、対応すること。
- (4) 運行の途中に管理車両が故障し、修理に時間を要する時、救援を必要とする時、または、車両管理者が体調に異変を感じた時は、速やかにその旨を学校長および車両管理責任者に連絡し、その指示を受けなければならない。
- (5) 車両管理者は、運行の途中で停車するとき、運転席から離れてはならない。ただし、児童・生徒の乗降車のとき等、やむを得ず運転席から離れるときは、車両が動かないよう措置しなければならない。
- (6) 運行の途中に一時停止するときは、車両管理者および介助員の内、1人が管理車両に留まらなければならない。ただし、児童・生徒の降車後、やむを得ず車両管理者および介助員とも管理車両から離れるときは、盗難および損傷の防止のための措置を講じなければならない。
- (7) 車両管理者は、管理車両を亡失、または損傷した場合には、直ちに最寄りの警察署、または交番・駐在所に届け出るほか、臨機の措置をとり、速やかにその旨を学校長および車両管理責任者に連絡し、その指示を受けなければならない。
- (8) 管理車両は、終業後、直ちに指定の場所に保管しなければならない。
- (9) 車両管理者は、車両を保管した後、学校長の指定した運行日誌・介助日誌を学校長に提出しなければならない。

9 業務態度

- (1) 車両管理者は、身体に障害のある児童・生徒の乗車につき、車内で児童・生徒が安全かつ快適に過ごせるよう、誠意をもってスムーズな運行を心がけるとともに、交通法規等を遵守し、安全走行を行うこと。
- (2) 介助員は、個々の児童・生徒の障害の程度の把握に努め、誠意をもって乗り降りならびに乗車中の介助、および安全確保に務めること。
車両管理者および介助員は、保護者に対して、親切かつ丁寧な態度で対応すること。

10 人事管理

- (1) 車両管理者はスクールバスまたは営業用バスの運転経験を有する者とし、運転技能等はあらかじめ車両管理責任者において十分に確認を行うこと。
- (2) 車両管理者および介助員は通年で専任を原則とする。専任者がやむを得ず業務に従事できない時は、乗務員名簿に登載する代理者を担当させることとし、滞りなく業務に従事できるよう研修等を実施しておくこと。なお、契約履行期間開始の20日前までに車両管理者および介助員の名簿を県および学校に提出すること。また、名簿に変更があるときは、速やかに学校長に事前協議の上、変更後の名簿を提出すること。
- (3) 受注者は、車両管理者等の勤務実態を確実に把握し、必要な指導や研修を実施するとともに、専任者が誠実に業務を履行しない等、不適応と認めるときは、専任者を交替させる等、安全・安心な運行を行うために必要な措置を取ること。

11 研修

- (1) 車両管理者等に対し、業務の遂行に必要な法規や知識・技能およびコンプライアンスに関する研修を実施するとともに、県および学校が行う研修や打合せ等にも参加させること。なお、契約と同時に研修計画を書面により学校長へ提出するとともに、研修終了後は、速やかに研修実施報告書を学校長に提出すること。
- (2) 車両管理者と介助員が常に一体となってスクールバスの安心・安全な運行に従事できるよう、日常の調整連絡を十分に行う他、乗務員の連携を図る取組に努めること。

12 健康管理

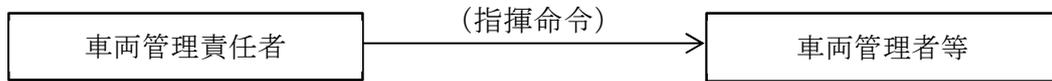
車両管理者および介助員の健康診断結果報告書を、契約後、速やかに学校長に提出すること。併せて、事故防止のため、車両管理者および介助員の適正な勤務管理を行うとともに、常に健康状態の確認を行っておくこと。

1.3 業務の指示および指揮命令

(1) 業務の指示



(2) 業務の指揮命令



ただし、児童生徒の生命身体に直接の危険がある場合に限り、学校長が車両管理者等に直接指示することがあるが、その場合、学校長は、指示内容および時刻を記録し、事後に車両管理責任者に報告するものとする。

別表

1 車両が、次のいずれかに該当するにいたったときは、2に定める項目の整備修理および交換に関する費用の負担は除外する。

- ① 乗車定員29人以下またはこれに準ずる車両
総走行キロ数120,000kmまたは車齢満6年を超えた場合
- ② 乗車定員30人以上59人以下またはこれに準ずる車両
160,000kmまたは車齢満8年を超えた場合
- ③ 乗車定員60人以上またはこれに準ずる車両
200,000kmまたは車齢満10年を超えた場合

2 整備、修理および交換を除外する項目

- ① エンジン本体
- ② エンジンコントロールユニット（コンピューター）本体
- ③ トランスミッション（オートマティックも含む）本体
- ④ ディファレンシャル本体
- ⑤ ステアリングギアボックス本体
- ⑥ エアークンデショナーの主要機構本体
- ⑦ エアークンプレッサー本体
- ⑧ 燃焼式ヒーター本体
- ⑨ ラジエーター本体

3 前各項の定めにかかわらず、次に掲げるものについての整備、修理および交換は除外する。

- ① 塩害および薬害による損傷および管理上予防手段のない自然発生的な車体の腐食またはこれに起因する雨水の漏洩および塗装の損傷等
- ② リフト装置・バックアイカメラ・カーナビゲーションシステム・標準仕様以外の音響装置・通信機器・その他特殊装置および電子機器等
- ③ タイヤおよびバッテリー